2005年 民事訴訟法3

関西大学法学部教授 栗田 隆

第9回 (目次)

- 1.控訴
- 2. 控訴の利益
- 3. 控訴の提起とその効力
- 4. 附帯控訴と控訴人の新請求

控 訴

- 控訴は、第一審の終局判決に対する不服申立である。
- 対象となるのは、簡易裁判所または地方裁判所が第一審としてする判決である(281条1項)。
 - 1. 高等裁判所が第一審としてする判決に対する 上訴は、最高裁判所への上告となる(裁判所 法7条1号)。
 - 2. 飛越上告の合意を当事者がしている場合には、 第一審判決に対して控訴はできず、上告のみ が可能となる(281条1項但書)。

T Kurita

控訴権

- 当事者が原判決の変更を求めるために控訴審手 続の開始を求めることができることを、当事者 の権利と見て、控訴権という。
 - 1. 控訴権は、原判決が言渡しにより効力を生ず ると共に生ずる(<u>285条</u>但書参照)。
 - 2. 控訴権は、控訴期間の徒過により消滅する (285条本文)。
- 控訴権を有しない者の控訴は、不適法なものとして却下される。

T. Kurita

控訴の利益 (不服申立の利益)

- 第一審判決が変更されることについて当事者が 有する利益を控訴の利益という。
- 控訴の利益を有しない者は、控訴権を有しない。

T. Kurita 4

控訴の利益の有無の判断基準

形式的	当事者が第一審で求めた判決 >
不服説	第一審判決
実質的	当事者が控訴審で求める判決 >
不服説	第一審判決 (過去の見解)
新実質的 不服説	上訴以外の方法では得ることのできない利益が存在すること(原判決が上訴以外の方法では回避することのできない不利益を与えること)

ita

形式的不服説

- 当事者が第一審で求めた判決内容と第一審判決の内容と を比較して、後者が前者に満たない場合に控訴の利益を 肯定する。
- 第一審で全面勝訴した当事者がそれより有利な判決を求めて上訴を提起することは、許されない。
- 例外 第一審判決が確定するとその効力により別訴で 請求できなくなる利益が存在する場合に、当該利益を得 るために上訴することは、例外的に許される。
 - 1. 黙示の一部請求を認容する判決により残部請求が遮断されることを前提にして、原告が残部請求を求めて上訴する場合
 - 2. 人訴法25条により別訴が禁止される場合

新実質的不服説

上訴以外の方法では得ることのできない利益が存在する場合 (上訴以外の方法では回避することのできない不利益が存在 する場合)に上訴の利益を認める見解である。

- 1. 黙示の一部請求を全部認容された原告は、第一審判決が確定すると残部請求を遮断されるから、追加請求のための上訴ができる。
- 2. 離婚判決を得た原告は、控訴により判決の確定を遮断 し、控訴審の口頭弁論期日において請求を放棄するた めに控訴することができる(<u>266条</u>、<u>人訴37条</u>1項参 照)。

T. Kurita

控訴の利益の生ずる事項

- 控訴の利益は、判決の効力の生ずる事項についてのみ生ずる。
- 相殺の抗弁についての判断は既判力を有するので(114条2項)、控訴の利益を基礎づける。

T. Kurita 8

設問

X —— 金銭支払請求 → Y

- (1) 債権の発生を争う
- (2) 相殺

第一審判決:

Xの債権の発生を認め、かつ 相殺を認めて請求を棄却した Yは、控訴の利益を有するか?

rita

控訴権の放棄(284条)

- 第一審判決の言渡後であれば、各当事者は自己 の控訴権を放棄できる。
- 第一審判決言渡前に、将来生ずる控訴権を予め 放棄することは許されない。その判決により自 己の受ける不利益を正確に判断できず、危険だ からである。
- 控訴権放棄の方式につき、規則173条参照。

T. Kurita

不控訴の合意

- 民事訴訟法は、判決言渡後の控訴権放棄および 飛越上告の合意を明示的に認めているにすぎな いが、不控訴の合意も許される。処分権主義の 発現である。
- 判決言渡前においては、当事者の平等を害しない不控訴の合意のみが許される。

整理(空白を埋めてください)

	判決言渡前に可 能か	判決言渡後に可 能か	上告はできる か
控訴権の 放棄		できる	飛越上告は、
不控訴の 合意		できる	
飛越上告 の合意	昭和23年改正前 は許されていた。 現在は条文の文 言上		

控訴状の提出先と必要的記載事項

- 控訴の提起は、286条286条2項所定の事項を記載した控訴状を第一審裁判所に提出してする。
- 控訴審における審理裁判の範囲を特定する具体的な不服申立(296条・304条)、及びその理由(攻撃防御方法)は必要的記載事項ではない。
- 控訴状に原判決の取消し又は変更を求める具体的事由がないときは、控訴提起後50日以内にその事由を記載した書面(控訴理由書)を控訴裁判所に提出しなければならない(規182条)。

T. Kurita

13

控訴状の必要的記載事項の例

大阪高等裁判所御中

平成15年5月26日

控訴状

控訴人 住所

氏名

ED

被控訴人 住所

氏名

上記当事者間の大阪地方裁判所平成14年(ワ)第**号損害賠償請求事件につき,同裁判所が平成15年5月*日に言い渡した判決(平成15年5月19日控訴人に送達)は不服であるから控訴を提起する。

T. Kurita 14

形式的意味での控訴と 実質的意味での控訴

- 控訴提起は、控訴状の必要的記載事項の点から見る限り、 原判決のどの部分について取消を求めるかを明示する必要のない形式的な申立であり、これにより判決確定遮断の効果と移審の効果が生ずる。この意味での控訴を「形式的意味での控訴」と呼ぶことにする。
- 控訴審における審理・裁判の対象は、口頭弁論期日においてなされる原判決変更の申立により特定される(296条)。この取消申立をも含んだ意味で控訴の語が用いられる場合もある(例えば、302条の控訴棄却)。この意味での控訴を「実質的意味での控訴」と呼ぶことにする。

T. Kurita 15

第一審裁判所による審査(287条)

- 第一審裁判所は、控訴要件について審査し、補 正不能な不備があることが明らかな場合には、 決定により控訴を却下する。
- なお、控訴状の審査・補正命令の権限は、第一 審裁判所にはない(上告の場合に関する314条2 項に対応する規定がないことに注意)。
- 控訴却下の決定がなされる場合を除き、第一審の裁判所書記官は、控訴状を事件記録と共に控訴審の裁判所書記官に送付する(規174条)。

T. Kurita

控訴審の裁判長による控訴状の審査 (288条)

- 次の場合には、控訴裁判所の裁判長が相当の期間を定めて補正を命じ、期間内に補正がなければ控訴状を却下する。この却下決定に対しては即時抗告をなすことができる(288条・137条)。
 - 1. 控訴状に必要的記載事項(<u>286条</u>2項)が記載 されていない場合
 - 2. 控訴提起の手数料の納付がない場合
- 審査をパスすると、控訴状は被控訴人に送達される(289条)。

設問

次の場合には、誰がどのように措置するのか

- 6月5日に原告に送達された請求棄却判決に対して原告が6月25日に控訴状を第一審裁判所に提出した場合。
- 6月5日に被告に送達された請求棄却判決に対して、被告が6月10日に控訴状を第一審裁判所に 提出した場合。
- 控訴状に被控訴人の氏名が記載されていない場合。

控訴提起の効果

- 控訴が提起されると、控訴審における審理・裁 判の論理的前提として、次の効果が生ずる。
 - 1. **確定遮断効(確定妨止効)** 控訴期間内に 控訴が提起されると、判決の確定は遮断され る(116条2項)。
 - 2. **移審効** 控訴提起により事件は控訴審に係 属する。このような上訴の提起に伴う訴訟係 属の移転を移審という。

T Kurita

控訴不可分の原則

- 控訴の提起に当たっては、判決のどの部分を取り消すべきかを特定する必要はなく、また、相手方も附帯控訴により判決の取消しを申し立てる余地があるので、控訴提起により判決全体の確定が遮断され、事件が控訴審に移審すると構成される。これを控訴不可分の原則という。
- 通常共同訴訟の場合には、当事者が異なれば、控訴不可 分の原則は働かない。
- 必要的共同訴訟や独立参加訴訟の場合には、判決の合一 的確定を保障するために、当事者の相違を越えて控訴不 可分の原則が及ぶ。

T. Kurita 20

控訴不可分の原則 (設例1)

X — 1000万円支払請求 → Y

一部認容判決:

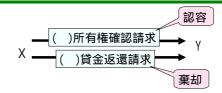
被告は原告に金300万円支払え。 原告のその余の請求を棄却する。

Xが控訴すると、判決全体の確定が遮断され、 控訴審に移審する。

Yは、附帯控訴により、原告勝訴部分の取り消しを求めることができる。

T. Kurita 21

控訴不可分の原則 (設例2)



請求認容部分の取り消しを求めてYが控訴すると、 判決全体の確定が遮断され、控訴審に移審する。

Xは、附帯控訴により、 請求棄却部分の取消 しを求めることができる。

Curita 22

控訴不可分の原則が妥当しない場合



X全面勝訴判決

Zのみが控訴した場合に、控訴の効果はYには及ばない。Yの控訴期間が徒過した時点で、Yに対して損害賠償を命ずる判決は確定する。

Kurita

控訴の却下 (<u>290条</u>)

- 控訴が不適法な場合には、控訴裁判所は、判決により控訴を却下する。
- 控訴が不適法で、その補正の余地がない場合には、口頭弁論を開くことなく却下することができる。
- 補正の余地がある場合には、口頭弁論を開いて 補正の機会を与え、補正されなければ控訴を却 下する。
- 控訴が却下されると原判決が確定する。

決定による却下 (291条)

- 期日の呼出し費用は、控訴人が予納する。その 予納がない場合には、問題の手続的性質を考慮 して、決定で控訴を却下する。
- この決定については、相手方に異議のないこと (141条1項)は要件とされていない。

T Kurita

141条と対比しながら、理由を考えよう。

25

控訴の取下げ(292条)

- 控訴提起の意思表示を撤回する行為を控訴の取 下げという。
- 控訴が取り下げられると、原判決が確定する。
- 控訴の取下げには相手方の同意は必要ない (292条2項における261条2項の不準用)。

訴えの取り下げの場合と対比させながら、理由を 考えよう。

T. Kurita

控訴の取下げに準用される規定(292条2項)

- 261条3項 控訴の取下げは書面でしなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日においては、口頭ですることを妨げない。
- 262条1項 控訴の取下げがあった場合には、 控訴は初めから提起されなかったものとみなされ、原判決が確定する。
- <u>263条</u> 当事者が口頭弁論の期日を懈怠した ときは、控訴の取下げが擬制される。

T. Kurita 27

附帯控訴

X 1000万円の損害賠償請求

→ Y

●第一審判決

- ・被告は原告に金600万円支払え。
- ・原告のその余の請求を棄却する。
- Xは、判決に不満はあるが、訴訟を早期に終了させようと 思い、控訴しなかった。
- しかしYは、全面勝訴を目指して、控訴を提起した。

Xは、控訴審において、第一審では認められなかった 400万円の支払を命ずる判決を求めることができる。

T. Kurita

28

附帯控訴制度の趣旨

- 附帯控訴の制度がなければ、原判決が両当事者に不満を 与えるものである場合に、両当事者とも、相手方が控訴 した場合に自分が不利な立場に立つことを恐れて、ひと まず控訴し、相手方が控訴を提起しないことを確認して から自分の控訴を取り下げることになりやすい。これで は、不必要な控訴が誘発される。
- 第一審判決により紛争を終了させようとして控訴を提起しなかった当事者(平和を愛した当事者)が控訴を提起した相手方よりも不利な立場に立たないようにするために、附帯控訴の制度が設けられた。

武器平等の原則の発現としての附帯控訴

- 附帯控訴は、一方のみが控訴を適法に提起した場合に、他方も平等に原判決の変更を求めることができるとする制度であり、「武器平等の原則」の一つの現れである。
- 控訴審で平等に武器を与えられるので、自分から先制攻撃(控訴)する必要はない。これにより不必要な控訴が抑止される。

T. Kurita

附帯控訴は控訴ではない

- 附帯控訴は、原判決に対する被控訴人の不服申し立てである。
- 附帯控訴は、相手方の控訴により判決の確定が 遮断され、事件が控訴裁判所に移審していることを前提にするので、確定遮断効も移審効もなく、したがって控訴ではない。

T. Kurita

31

附帯控訴の従属性(293条2項)

- 附帯控訴は、控訴が取り下げられた場合、あるいは控訴が却下された場合には、効力を失う(293条2項)。
- 但し、附帯控訴が控訴期間内に提起され、控訴の要件を備える場合には、控訴審での独立の控訴として扱われる。これを独立附帯控訴という。控訴審での審理を続行するか否かは、独立附帯控訴人の意思にゆだねられる。

T. Kurita 32

附帯控訴の方式

- 附帯控訴については、控訴に関する規定が適用されるが(293条3項1文)、控訴がすでに提起されているので、附帯控訴状は控訴裁判所に提出してすることができる(293条3項2文)。
- 「附帯控訴状」という標題の付されていない書面(例えば準備書面)において、具体的取消申立が記載されている場合には、形式にとらわれることなく、その書面も附帯控訴状として取り扱うべきである(最高裁判所昭和49年7月22日判決・金融法務事情733号31頁)。

T. Kurita 33

控訴審における新請求との関係

X 建物明渡請求 N Y 認容

- ●Yが控訴提起。
- X が控訴審で請求を追加 (297条・143条)
 - X --- Yの行為により建物が損傷を受けたことを理由とする損害賠償請求
- (1) この請求の追加のために、附帯控訴が必要か。
- (2) Yが控訴を取り下げた場合に、新請求についての訴訟 係属はどうなるか。

T. Kurita 34

控訴審における新請求との関係 見解の対立

- A) 附帯控訴必要説 原判決と異なる内容の判決を求める ためには附帯控訴が必要であり、このことは控訴審にお ける新請求にも妥当し、附帯控訴が293条により効力を 失えば新請求の訴訟係属も当然に失われる。
- B) 附帯控訴不要説 被控訴人の原判決変更の申立は、有 効な附帯控訴を前提にするが、それは、原判決で裁判された事項について原判決の内容の変更を求める申立であると理解すべきである。控訴審における新請求は、原判 決で裁判されてある。控訴が却下されあるいは取下げられても、新請求についての審判要求は当然には効力を 失わず、控訴審はそれについて審判することができる。

附帯控訴不要説を支持すべきである。

- かつては附帯控訴不要説が主流であったが、現 在は必要説が多数説となっている。
- しかし、当事者が判決を求めれば、裁判所をそれに応えるのが原則であり、この原則は控訴審における新請求にも妥当する。相手方の控訴取下げの一事により新請求についての訴訟係属が消滅するのは不当である。この価値判断に適合するのは、附帯控訴不要説である。

ita 35

控訴人の新請求

• 控訴人の新請求についても、被控訴人の応訴の 利益(当該請求について自己に有利な判決を得 る利益)を擁護するために、控訴の取下げに よっては当然には訴訟係属は消滅せず、訴えの 取下げが必要であるとすべきである。